

(別添 2 - 1)

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人若草会
②研修事業の名称	社会福祉法人若草会知的障がい者移動支援従業者養成研修
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	知的障がい者移動支援従業者養成研修課程
⑤指定番号	171
⑥開講の目的	障害のある人の地域生活支援において重要な役割を持っている移動支援事業の担い手として、専門的知識や技術を有する移動支援従事者の養成を目的に移動支援従業者養成研修を実施します。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：若草園 大阪府東大阪市東鴻池町 2-4-33 演習（知的課程）：若草園 大阪府東大阪市東鴻池町 2-4-33
⑧実習施設	実習施設一覧表（別添 2 - 5）を参照。 「若草園」・「若草工房」・「わかば」のいずれか
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 2）を参照。
⑩使用テキスト	中央法規出版「新・事例で学ぶ知的障害者ガイドヘルパー入門」 （中央法規出版「ガイドヘルパー研修テキスト全身性障害編第 2 版の内容に関するレジュメを一部資料として使用予定」）
⑪受講資格	開講日時時点において高校生以上の者で、全科目を受講可能な方。 福祉・介護に関心のある方。
⑫広報の方法	当法人ホームページにて指定を受けた後に広報します。
⑬情報開示の方法 (ホームページ アドレス等)	ホームページ上で開示 http://www.wakakusakai.or.jp

⑭ 受講手続及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	受講希望者は、電話、FAX、メール、来所のいずれか本人の都合のよい方法にて受け付けます。受付後、本学則、研修カリキュラム、申込書、振込用紙を手渡しもしくは送付します。 受講申込受付時または初回受講時において、次に掲げるいずれかにより受講者本人であることの確認を行うとともに、写しの保存の了解を本人から受け、適切に保存します。 ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票 ② 住民基本台帳カード ③ 在留カード等 ④ 健康保険証 ⑤ 運転免許証 ⑥ パスポート ⑦ 年金手帳 ⑧ 運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 申込受付は先着順とします。（振込手続き完了時点で受講確定） 申込先：社会福祉法人若草会 法人本部 住所〒578-0973 大阪府東大阪市東鴻池町 2-4-33 電話 072 - 965 - 0300 FAX 072 - 965 - 0400 メール houjin.honbu@wakakusakai.or.jp
⑮ 受講料及び受講料支払方法	受講料は 5,000 円（テキスト代、消費税含む）とします。 受講料は下記の講座に振り込むものとします。振込手数料はご負担願います。受講開始前日までに下記の銀行口座に振り込みをお願いします。 （振込先） 大阪シティ信用金庫（1635） 鴻池支店（026） 普通口座 8078483 社会福祉法人若草会 理事長 宮田良一 研修開始前のキャンセルについては、テキスト代以外を返金します。当法人の都合により研修を中止した場合は、受講料を全額返還します。

⑯解約条件及び返金の有無	開講日前日までに連絡があった場合は、全額返金します。開講日を過ぎた後は返金出来ません。ただし、振り込み手数料は、受講生の負担とし現金の授受は行いません。
⑰受講者の個人情報の取扱い	1 事業者及び研修担当者は、業務上知り得た受講生の個人情報について、大阪府への本講座の実施報告に用いることの外、第三者に漏洩はしません。 2 提供された個人情報は下記に掲げる本講座運営に関してのみに使用し、範囲を超えて受講生に同意なく使用することはありません。 (1) 受講生との連絡およびアンケート等の調査 (2) 法令により許される開示の場合 この守秘義務は、受講が修了した後も継続します。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載されます。
⑱研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付します。 ただし講義はすべて出席している者に限ります。 研修の修了年限：4か月
⑲補講の方法及び取扱い	補講の上限は3科目とします。 開講日より4ヶ月以内に修了します。 補講に関しては、1科目1,000円の費用を補講日に徴収します。 補講の方法等：基本は個別対応で受講していただきます。欠席した科目と同一の科目を別の日に新たに設定し補講を行います。その対応が困難な場合はレポート提出により補講の受講とみなします。人権及び実習に関するレポート提出は認められないため当法人指定の日に補講を行います。
⑳科目免除の取扱い	次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができます。 ・大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく移動支援従業者養成研修修了者で、開講日において当該研修修了から1年以内の者（修了証のコピーの提出が必要です） この場合、免除できる科目については以下の通り。 (1) 障がい者（児）福祉制度と移動支援事業（2時間） (2) 移動支援従業者の業務（1時間） (3) 移動支援従業者の職業倫理（1時間） ただし受講料の減免措置はありません。

㊤ 受講中の事故等 についての対応	受講中に生じた事故等については、自己責任としますが当法人に明らかに過失がある場合は当法人の加入する保険で対応します。
㊦ 研修責任者名、 所属名及び役職	氏名：堀川 瑞穂 所属：社会福祉法人若草会 法人本部 役職：総合事業長
㊧ 課程編成責任者 名、所属名及び役職	氏名：堀川 瑞穂 所属：社会福祉法人若草会 法人本部 役職：総合事業長
㊨ 苦情相談担当者 名、所属名、役職及 び連絡先	氏名：堀川 瑞穂 所属：社会福祉法人若草会 役職：社会福祉法人若草会 法人本部 連絡先：総合事業長
㊩ 研修事務担当者 名、所属名及び連絡 先	氏名：東 尚代 所属：社会福祉法人若草会 法人本部 連絡先：０７２－９６５－０３００
㊪ 情報開示責任者 名、所属名、役職及 び連絡先	氏名：東 尚代 所属：社会福祉法人若草会 法人本部 役職：研修担当 連絡先：０７２－９６５－０３００
㊫ 修了証明書を亡 失・毀損した場合の 取扱い	修了証明書の亡失・毀損により、修了者から証明の依頼があったときは、「養成研修修了証明書等の亡失・毀損時の取り扱いに関する要領」に基づき、証明書を交付しますが、この際に交付手数料として3,300円（税込）を徴収します。

㊼その他必要な事項	【受講の取り消しに関して】 次の各項に該当するものは、受講を取り消します。 ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ・研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者 ・受講費用未納のもの ・当法人が認めた場合を除いて必要書類に不備があったもの ・提出書類に虚偽があった場合 【遅参の取り扱い】 授業開始後 10 分の時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとして欠席とします。その後、当事業所が設定する日程において補講を受けなければなりません。 【身分証の携帯に関して】 当研修事業に携わる職員・講師などは身分証等を携帯し、受講生から求められたときにはこれを提示します。
------------------	---